

司法書士  
による

相談無料

# 新型コロナウイルス 緊急法律・生活相談

神奈川県青年司法書士協議会

神奈川県司法書士会

共催

☎ 045-316-8353

期間

3月29日(日)~当面の間

※終了時期については  
相談状況によって決定します

日・月・水・木 16:00~19:00

※祝日含む

## ご相談の流れ

電話

司法書士が対応します  
045-316-8353  
にお電話ください

面談

個別面談は有料です  
※法テラスを利用できます

## 生活の困りごと

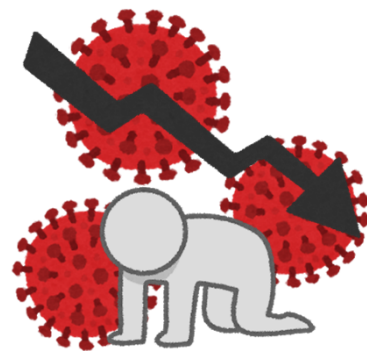
生活保護  
各種の支援制度の説明  
債務整理 破産  
離婚 DV  
家計相談など

## 相続のお悩み

相続放棄 遺言など

## 仕事のトラブル

解雇  
雇止め  
配置転換  
賃金の引き下げなど



※法務大臣認定司法書士は、簡易裁判所事物管轄（訴額140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます（司法書士法第3条1項6号、7号）

※全ての司法書士は、金額の多寡にかかわらず、裁判所提出書類（訴状、調停申立書、破産申立書など）の作成事務を行うこと及びこれについての相談に応じることができます（司法書士法第3条1項4号、5号）

お問い合わせ

神奈川県青年司法書士協議会



045-453-0117 (担当 司法書士 若田摩衣子)

※平日9:00~17:00

最新情報はこちらから



ホームページ

Facebook